

大税第1069号
令和5年12月1日

納税義務者 各位

大津町長 金田 英樹
(公 印 省 略)

令和6年度償却資産の申告について

本町の税務行政につきまして、日頃より格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、償却資産の申告時期となりましたので、別紙「償却資産申告書」を送付いたします。この申告は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により毎年1月1日現在、大津町内において事業の用に供されている償却資産をお持ちの方が対象となります。

つきましては、下記要領で償却資産申告書を提出頂きますようお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和6年1月31日（水）必着

※郵送又は地方税ポータルシステム（eLTAX）での申請も可能です。

※申告書の控えが必要な場合は、ご自身で控えをご用意していただきますようお願いいたします。なお、郵送で提出され、控えが必要な場合は、返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。

2. 提出書類

①償却資産申告書

- ・住所及び氏名（名称）をご確認ください。
- ・電話番号の記載がない場合や番号に変更がある場合は、必ず電話番号をご記入ください。
- ・社名・代表者の変更や廃業等により、内容に変更がある場合は、その旨を記入のうえ提出してください。
- ・資産に増減がない場合や、該当資産がない場合でも必ずご提出ください。

②種類別明細書

- ・初めての申告または資産増加の場合

資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数を記入してください。記載欄が不足する場合は、白紙の明細書をホームページから印刷して

ご利用ください。印刷ができない場合は、大津町役場税務課までご連絡いただければ、個別に郵送いたします。

・資産減少の場合

減少資産の一覧を作成、もしくは送付した種類別明細書中の該当資産を二重線で抹消するなど、減少が確認できるように記入してください。

・固定資産税の特例を適用する場合

該当資産の摘要欄に法律の根拠を明記してください。特例の適用にあたっては、申請書や添付書類が必要な場合があります。

・申告書の記入方法や特例適用についての詳細はホームページに掲載しております「償却資産申告の手引き」をご覧ください。

3. その他

- ・小型特殊自動車をお持ちの方は、固定資産税（償却資産）ではなく軽自動車税の対象になる場合がありますので、償却資産の申告対象かご確認のうえ、申告してください。
- ・大型特殊自動車は固定資産税（償却資産）の対象です。

◆小型特殊自動車の例

(農耕用) ・トラクター ・コンバイン ・田植機

・マニユアスプレッダ（堆肥散布機）

・スプレーヤ（薬剤散布機） ・ロールベアラ（集草機）

・農耕用トレーラ（運搬車） など

(その他) ・フォークリフト

・ホイール・ローダー など

※ナンバープレートを取得していない場合は、公道の走行にかかわらず、下記問い合わせ先で交付申請をお願いします。

4. 提出・問い合わせ先

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233

大津町役場 税務課 固定資産税係

TEL 096-293-3117 (直通)

FAX 096-293-0474

償却資産に関する町ホームページはこちら→

